

第3次

国立市循環型社会形成

推進基本計画素案 概要版

2026(令和8)年4月

国立市

1 基本事項

国立市は2016（平成28）年4月に第2次国立市循環型社会形成推進基本計画を策定し、私たち国立市で暮らす人々が、環境負荷を低減し、資源の有効利用を進め、市民だけでなく関係する自治体の人々が将来にわたって健康で文化的な生活を確保するために、市民・事業者・行政の責任と権利を明確にし、循環型社会形成に向けて協働で取り組んできました。

本基本計画では、前基本計画の5Rの取組みを継続し、新たに今後10年で取り組むべきRを追加し取り組んでまいります。世界的なSDG sの達成に向け、地域のSDG sの実現を目指し、持続可能な循環型社会形成に向けて協働で取り組んでいきます。

計画期間：2026（令和8）年度から2035（令和17）年度（10年間）

第1期計画期間

2026（令和8）～2030（令和12）年度

第2期計画期間

2031（令和13）～2035（令和17）年度

2 本市の現状

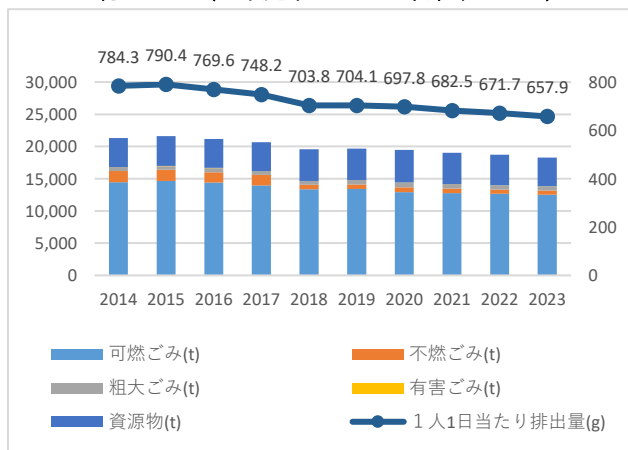
2023（令和5）年度の1人1日当たりのごみ量を多摩地域26市と比較すると、資源を含む家庭系と事業系ごみの総ごみ量は657.9g/人日で、収集量が少ない順から16番目の状況にあります。

家庭系ごみにおいては533.7g/人日で、多摩地域26市中収集量が少ない順から14番目、事業系ごみは124.2g/人日で多摩地域26市中収集量が少ない順から19番目です。

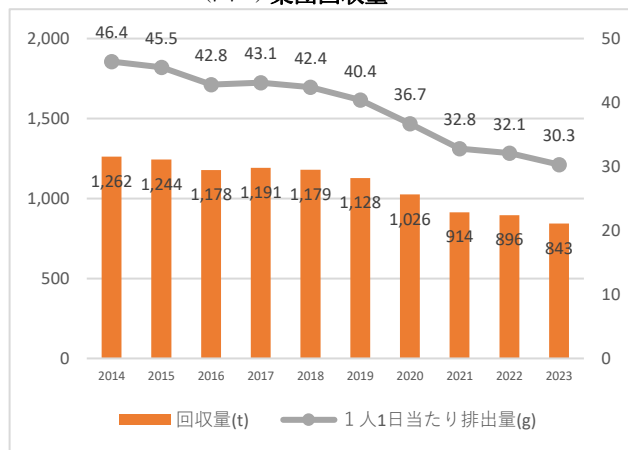
(1) ごみ量

2017（平成29）年度に家庭ごみ袋の有料化を実施しました。総ごみ量は2017（平成29）年度から2018（平成30）年度にかけて大きく減少しました。2020（令和2）年度には、事業系一般廃棄物処理手数料を改定しました。2019（令和元）年度以降もごみ量は減少しています。また、集団回収による回収量は、減少傾向が続いています。

（図1）総ごみ量（＝家庭系ごみ量＋事業系ごみ量）

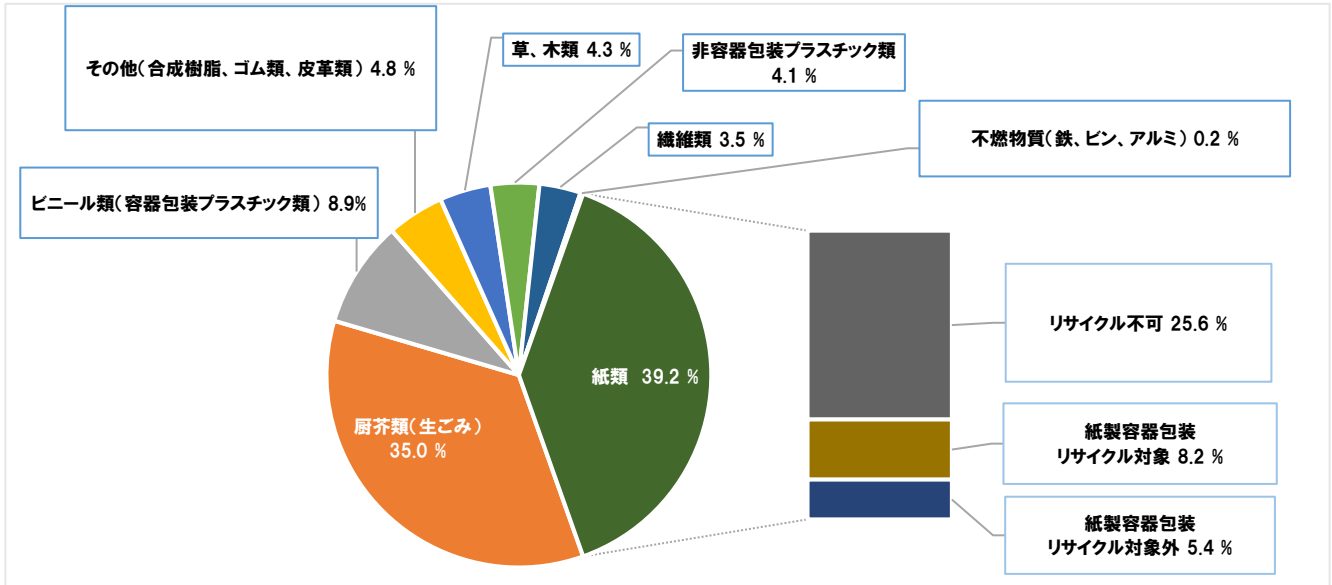


（図2）集団回収量

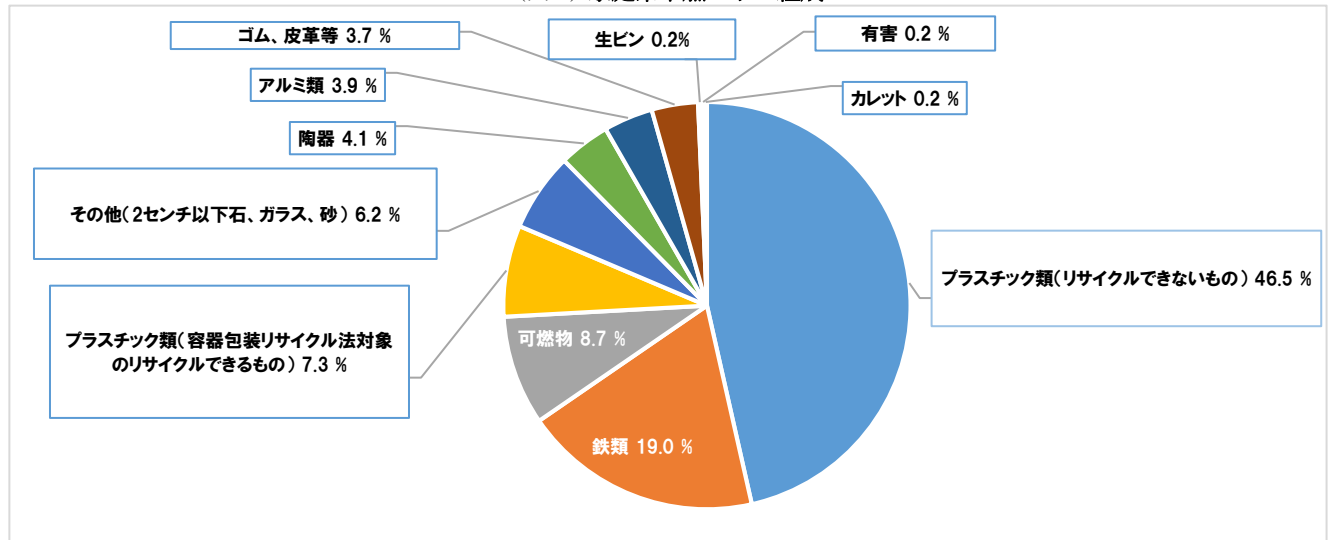


(2) 組成分析(2023(令和 5)年度実績)

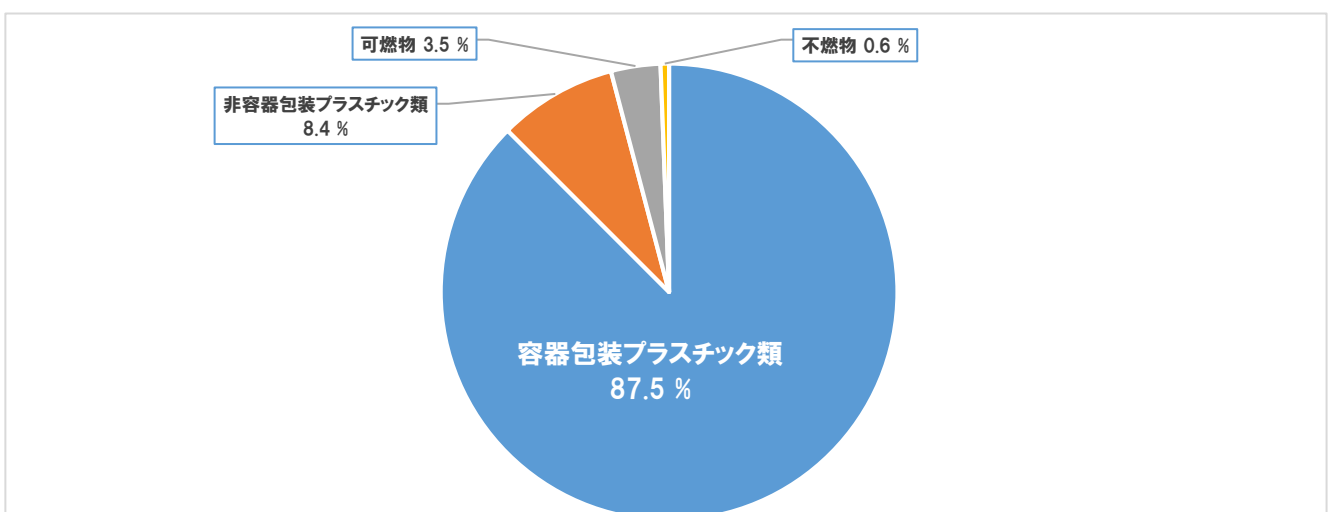
(図 3) 家庭系可燃ごみの組成



(図 4) 家庭系不燃ごみの組成



(図 5) 容器包装プラスチックの組成



3 基本的な枠組み

本市は、「2050 年ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、持続可能（サステナブル）な循環型社会の形成に向け取り組みを進め、市から排出されるごみを着実に減らしてきました。今まで培ってきた 5R 推進の施策に加え、排出者責任及び拡大生産者責任を指す「Responsibility」（レスポンスビリティ）を新たに加え推進します。ごみ減量の意識のさらなる浸透、推進を図り、実践を通して、ごみ排出量の削減と資源の有効利用が進むことで、環境への負荷が少ない循環型社会の実現に向け進めていきます。

【市の役割・責任】

市内におけるごみの排出抑制に関し、計画の策定や各施策の実施、適切な普及啓発や情報提供、環境学習等を行うことにより市民の自発的な取り組みを促進します。また市内で発生した廃棄物に対する処理責任を果たすこととします。

【市民の役割・責任】

市民は、自らの行動によってできるだけ廃棄物の発生を抑制するように努めます。また、食材についてもできるかぎり食べ残しなどが出ないように心がけることとします。また一人一人が排出者としての自覚・責任を持ち、分別の徹底などにより、資源化・適正処理に向けた取り組みに協力します。

【事業者の役割・責任】

事業者は製造・販売したものが廃棄物となることを考え、再資源化しやすい製品設計を行うこととします。また、EPR の観点から自主回収を行い、循環型社会形成に寄与するように努めることとします。また、排出者として最終処分まで責任を持ち、適正処理を推進する責任があります。

(図 6)



4 具体的な数値目標

2023（令和 5）年度を基準にして、1 人 1 日当たりのごみ量（原単位）を毎年 1 % ずつ減量（前年度より 1 % ずつ減量）していき、本計画における 2026（令和 8）年度から 2035（令和 17）年度までの 10 年間で約 10%を減量していくことを目標とします。

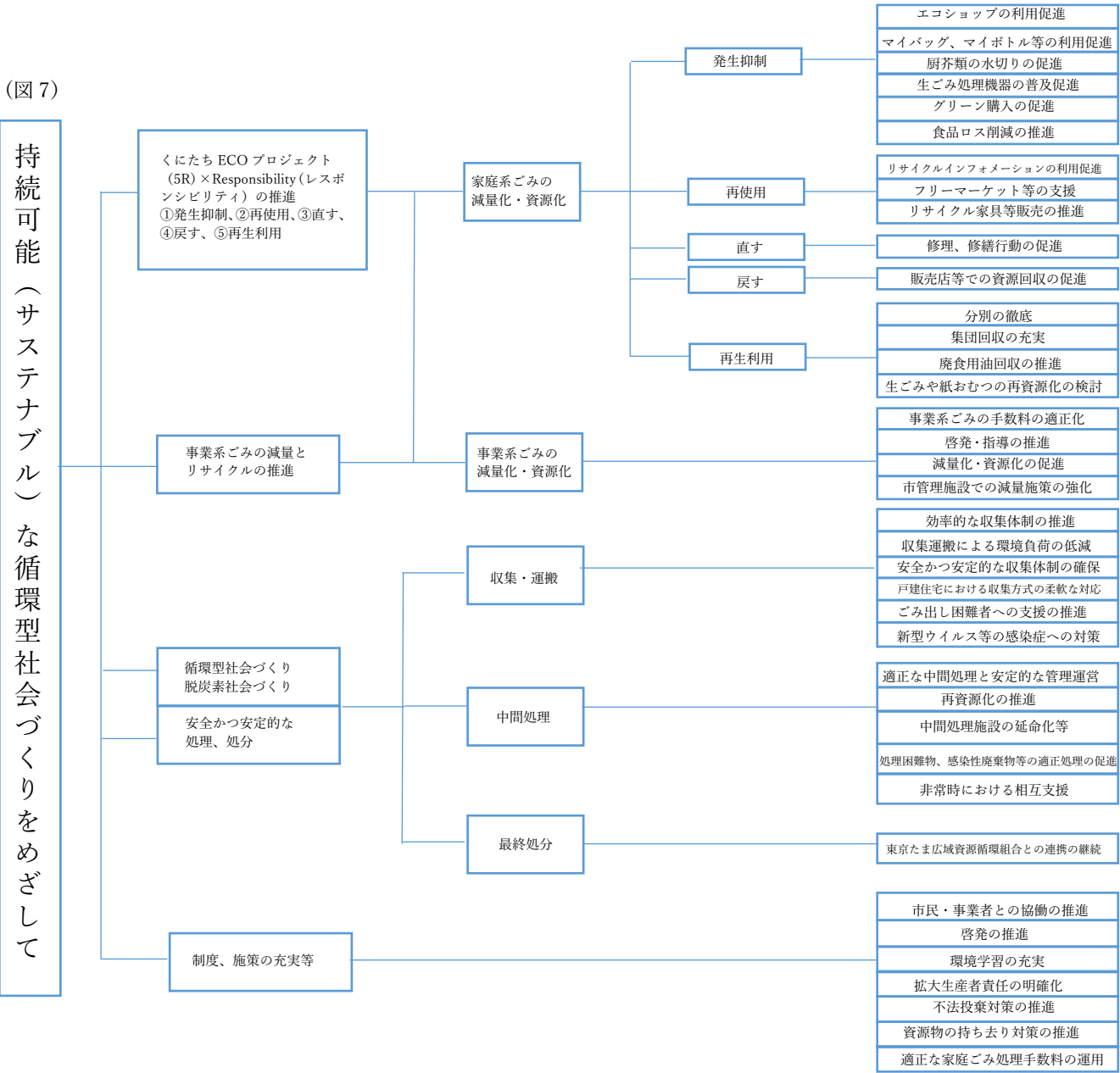
年度	2023 令和 5 実績	2030 令和 12 目標	2035 令和 17 目標
総ごみ排出量	688.3g/人日	640.3g/人日	610.5g/人日
	19,142t/年	17,711t/年	16,820t/年

(表 1)

5 施策

目標を達成するために、以下の施策を実施していきます。

(図 7)



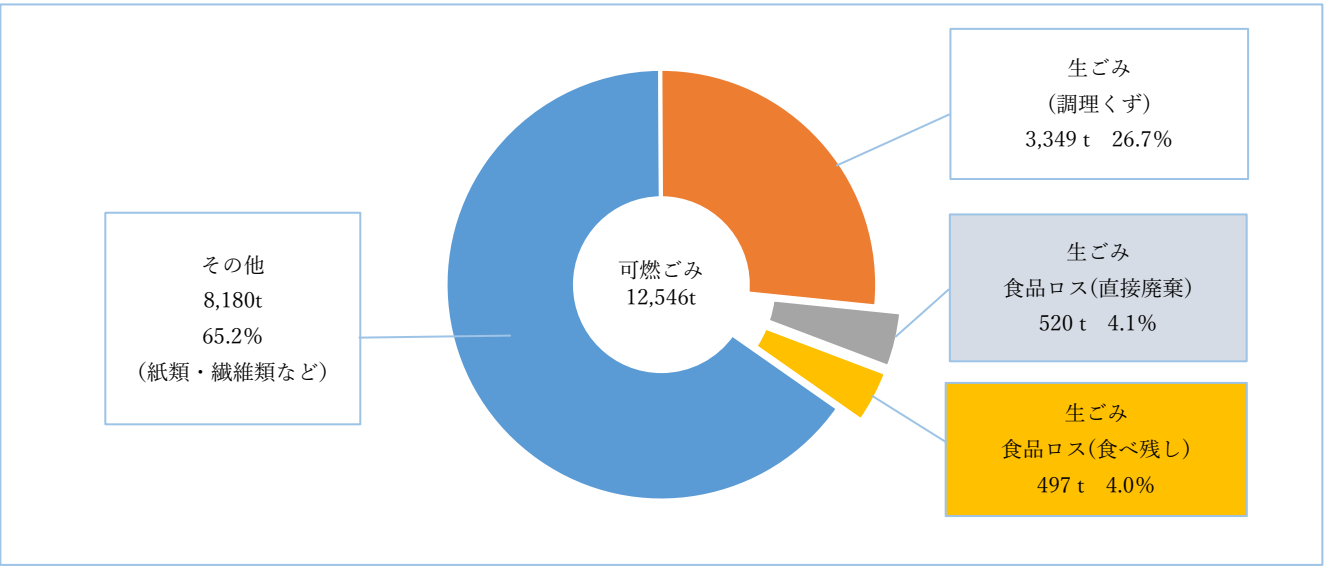
6 食品ロス削減推進計画

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄処分されているものであり、食品の生産、製造、流通、消費の各段階において、多様な形態で発生しています。

(1) 本市の現状

2023（令和 5）年度に「国立市ごみ組成分析（食品ロス実態調査）」を実施しました。その結果、市の収集する可燃ごみの 34.8%は生ごみでした。また、食品ロスの内訳は直接廃棄（手付かず）が 11.9%、食べ残しが 11.4%で合わせて 23.3%でした。国立市の 2023（令和 5）年度の可燃ごみ量 12,546t から推計すると、このうち、1,017t が食品ロスとなります。

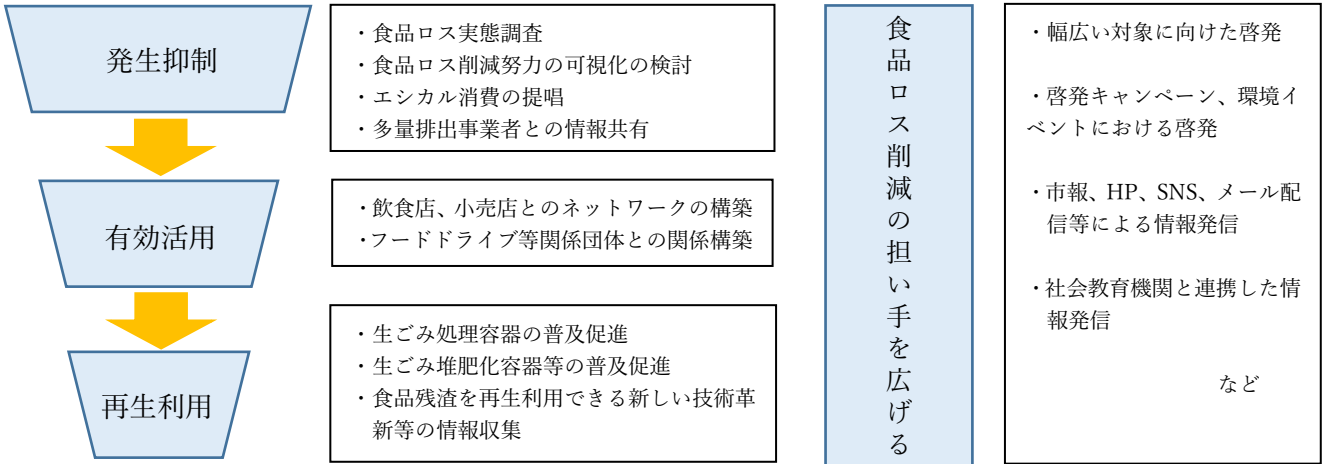
(図 8) 可燃ごみに占める食品ロス量（2023 令和 5）年度推計



(2) 食品ロス削減に向けた施策

食品ロスを削減するために、次の施策を実施していきます。

(図 9)



7 環境センターの適正な運営について

ごみ処理設備機器の耐用年数は 10 年から 15 年といわれる中で、稼働開始から 37 年以上を経過したごみ処理設備機器については、稼働継続を前提に環境センターの適正な運営を図ります。

8 生活排水処理基本計画

本市では、下水道の面整備が完了しています。したがって、生活排水処理は仮設便所を除き 100%の水洗化を目指し、すべて下水道で処理することを目標とします。目標の達成に向けて、広報活動を通じて下水道への速やかな接続の協力をお願いし、公共下水道への接続の促進に努めます。